

高校生等奨学給付金(私立)

令和5年度 家計急変世帯対象

家計急変
【県内】

制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

災害、病気や怪我による休職・離職、その他やむを得ない事情により保護者等の収入が減少し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当と認められる世帯を対象に給付を行います。

対象となる方 次の条件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 **家計が急変し、保護者全員が住民税所得割非課税相当と認められる世帯**
(ただし、令和5年7月1日現在生活保護を受給している世帯の方や、保護者等全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯は、家計急変による申請ではなく、通常申請で申し込んでください)

所得割合算額の見込が非課税相当と認められる例

扶養している配偶者・子・父母等の人数	年収見込	所得見込
0人	1,000,000円以下	450,000円以下
1人	1,700,000円以下	1,120,000円以下
2人	2,214,285円以下	1,470,000円以下
3人	2,714,285円以下	1,820,000円以下
4人	3,214,285円以下	2,170,000円以下
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親の場合(扶養親族数が2人以上の場合を除く)	2,042,857円以下	1,350,000円以下

<家計急変の理由> ・保護者の失職、倒産、死亡等
(自己都合退職・定年退職・契約満了・離婚は対象外)

<年収見込額の推計> ・災害、病気、怪我等による減収
・収入見込額には退職金・失業手当は含めない。
・会社作成の給与見込等がない場合は、3か月の平均給料額×12月(賞与も勘案)

※下記の数値はあくまで目安です。

提出期限

本年7月1日までに家計急変 **6月19日(月)までに学校へ連絡ください。**
申請用紙をお渡します。

高岡向陵高等学校 事務室 TEL0766-23-0762 (平日9:00~17:00)

本年7月2日以降に家計急変 **随時、学校へ連絡してください。(令和6年2月末まで)**

給付額

記載金額は年額

区 分	給付額
① 非課税世帯	137,600円
② 非課税世帯で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	152,000円

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

（例）10月に事由発生の場合

$137,600 \text{円} \times 5 \text{月} (11 \sim 3 \text{月}) \div 12 = 57,333 \text{円}$

※7月1日までの家計急変の支給時期は9月末頃を予定しています。（7月2日以降の家計急変は随時）

高校生等奨学給付金（家計急変）申請書類

※健康保険証の被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施したうえで提出ください。

- 1 申請書（富山県私立高等学校等奨学給付金支給要綱 様式1【様式1-2】）
- 2 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（収入の減少の場合は不要）
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出などの写しのうち1つ
- 3 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類
令和5年度の所得・課税証明書
（扶養親族数が記載されているもの。なお、扶養親族数の記載が省略されている場合は、所得・課税証明書と併せて扶養親族全員の健康保険証の写しを提出）
- 4 保護者等の家計急変後の収入を証明する書類
（保護者等が複数名の場合において、令和5年度住民税所得割が非課税の保護者分は不要）
〈会社員の場合〉
 - ・会社作成の家計急変後1年間の給与見込
（発行が困難な場合は直近3か月の給与明細及び家計急変後の賞与明細）〈個人事業主の場合〉
 - ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類
（作成が困難な場合は直近3か月の収入が分かる書類）
 - ・確定申告書の写し
- 5 生徒本人の健康保険証の写し
- 6 申請者が扶養する15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は当該兄弟姉妹の健康保険証の写し（国民健康保険に加入している場合は扶養誓約書）